

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。本町では、平成30年度当初予算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当しましたので公表いたします。

平成30年3月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従来分）	177,000	千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	130,000	千円
		計	307,000	千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総額）	3,486,865	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

単位：千円

社会保障施策区分	経費	財源内訳					うち、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）	主な事業内容
		特定財源			一般財源	内訳		
		国・県支出金	町債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	673,267	455,967	0	9,948	207,352	11,920	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費等
	高齢者福祉事業	267,918	10,804	5,100	36,425	215,589	12,393	老人保護措置費、高齢者福祉施設管理費等
	児童福祉事業	1,157,415	304,100	67,800	94,831	690,684	39,705	保育所（公立・私立・認定こども園）、乳幼児・児童医療費等
	母子福祉事業	31,007	5,926	0	453	24,628	1,416	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費等
	その他	9,080	5,379	0	236	3,465	200	町民館及び隣保館（管理・事業）費等
	小計	2,138,687	782,176	72,900	141,893	1,141,718	65,634	
社会保険	介護保険事業	434,680	6,310	0	6,358	422,012	24,260	介護保険特別会計繰出金等
	国民健康保険事業	216,013	98,107	0	3,159	114,747	6,596	国民健康保険特別会計繰出金等
	後期高齢者医療事業	496,696	94,276	0	7,265	395,155	22,716	後期高齢者医療特別会計繰出金等
	小計	1,147,389	198,693	0	16,782	931,914	53,572	
保健衛生	疾病予防対策事業	79,854	4,345	0	2,737	72,772	4,183	各種予防接種事業、健診事業等
	診療所管理運営事業	100,469	310	0	1,469	98,690	5,673	診療所特別会計繰出金、興津診療所管理費等
	医療提供体制確保事業	20,466	193	0	3,953	16,320	938	緊急医療病院群輪番制病院負担金、24時間電話相談等
	小計	200,789	4,848	0	8,159	187,782	10,794	
合計	3,486,865	985,717	72,900	166,834	2,261,414	130,000		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。